

日進市地域防災計画（平成 26 年 8 月）の修正の要旨

日進市地域防災計画修正の主な作成方針

- 災害対策基本法等の関連法令の改正、防災基本計画、愛知県地域防災計画の見直しに伴い、これらの変更事項を本市の状況に合わせて適切に反映させる。
- 災害発生後の時系列や活動の重要性、本市の災害特性等の観点から章項の順序及び構成の見直しを行う。県計画の構成や内容等についても再度検証して用語・標記・対策等の整理を図る。
- 地震編と風水害編での記述内容の整合性を図る。
- 内容等が分かりやすくなるよう、記述のメリハリやレイアウトの変更等の工夫を行う。

- ◆構成上の変更は、p. 2（風水害編）と p. 3（地震編）で目次を対照させて示している。
- ◆内容に関する変更は、下表左側の資料及び参考事項に基づき、その右側に主な修正項目を示した。p. 4 ページ以降に、風水害編と地震編の修正要旨を掲載している。

資料番号	計画修正において使用した主な資料及び参考事項	主な修正項目
①	愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 25 年 5 月）	◇災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）に伴う修正等 ・大規模広域災害における対応の円滑化、迅速化 ・帰宅困難者対策の見直し ・原子力災害対策関連
②	愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 26 年 5 月）	◇災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）に伴う修正等 ・避難場所、避難所の分類等の見直し ・避難行動要支援者名簿に関する事項 ・地区防災計画に関する事項 ・南海トラフ地震防災対策推進計画への名称変更 ・新たな地震被害想定
③	「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成 25 年 5 月 28 日、中央防災会議）	・家庭用備蓄の量
④	大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年 6 月）	・復旧事業等の推進
⑤	気象業務法施行令の改正（平成 25 年 8 月）	・特別警報の発表基準と市民への周知
⑥	市や関係機関をとりまく防災関連の状況変化や本市の災害特性等	・モーターサイレンや防災情報ブログによる住民への情報伝達 ・「総務部防災室→危機管理課」等の組織改編 ・人口等の統計データの更新

■＜風水害等災害対策計画＞の構成に関する変更

主な変更点は、時系列及び対策の重要性の観点による並び替えと、下の赤字の章を中心とした内容の再構成である。

目次（現行計画）	目次（修正案）
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 防災組織計画</p> <p>第 2 章 防災業務施設、設備等の整備計画</p> <p>第 3 章 防災事業の促進</p> <p>第 4 章 文教対策</p> <p>第 5 章 文化財保護対策</p> <p>第 6 章 交通施設対策</p> <p>第 7 章 ライフライン施設対策</p> <p>第 8 章 鉄道災害対策</p> <p>第 9 章 道路災害対策</p> <p>第 10 章 放射性物質及び原子力災害予防対策</p> <p>第 11 章 火災予防対策</p> <p>第 12 章 地下街等の保安対策</p> <p>第 13 章 防災知識の普及計画</p> <p>第 14 章 防災訓練計画</p> <p>第 15 章 災害時要援護者の安全確保対策</p> <p>第 16 章 地下空間の浸水対策</p> <p>第 17 章 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>第 18 章 避難に関する計画</p> <p>第 19 章 必需物資の確保対策</p> <p>第 20 章 企業防災の促進</p> <p>第 21 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 22 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 1 章 防災組織</p> <p>第 2 章 通信連絡</p> <p>第 3 章 災害広報</p> <p>第 4 章 災害救助（法の適用）</p> <p>第 5 章 避難</p> <p>第 6 章 救出</p> <p>第 7 章 食品の供給</p> <p>第 8 章 飲料水の供給</p> <p>第 9 章 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>第 10 章 医療救護</p> <p>第 11 章 遺体の埋火葬等</p> <p>第 12 章 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>第 13 章 被災地の応急危険度判定</p> <p>第 14 章 文教災害対策</p> <p>第 15 章 輸送</p> <p>第 16 章 交通</p> <p>第 17 章 防疫・保健衛生</p> <p>第 18 章 清掃</p> <p>第 19 章 電力・ガス・水道の供給</p> <p>第 20 章 一般通信施設等</p> <p>第 21 章 防災営農</p> <p>第 22 章 水防</p> <p>第 23 章 消防</p> <p>第 24 章 航空機事故による災害対策</p> <p>第 25 章 鉄道災害対策</p> <p>第 26 章 道路災害対策</p> <p>第 27 章 放射性物質及び原子力災害応急対策</p> <p>第 28 章 危険物等災害対策</p> <p>第 29 章 大規模な火事災害対策</p> <p>第 30 章 林野火災対策</p> <p>第 31 章 地下街等における都市ガス災害対策</p> <p>第 32 章 ボランティアの受入計画</p> <p>第 33 章 義援金品の募集・受付・配分</p> <p>第 34 章 広域応援及び職員派遣要請</p> <p>第 35 章 防災活動拠点の確保</p> <p>第 36 章 自衛隊の災害派遣要請依頼</p> <p>第 37 章 防災ヘリコプターの応援要請</p> <p>第 4 編 災害復旧計画</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項（新）</p> <p>第 3 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進（旧総則＋17,20 章）</p> <p>第 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 3 章 避難対策</p> <p>第 4 章 要配慮者対策</p> <p>第 5 章 帰宅困難者対策（新）</p> <p>第 6 章 都市の防災性の向上（旧 3 章の一部）</p> <p>第 7 章 建築物等の安全化（旧 5,6,7 章）</p> <p>第 8 章 防災設備等の整備</p> <p>第 9 章 水害予防対策（旧 3 章の一部）</p> <p>第 10 章 事故・火災等予防対策</p> <p>第 11 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 12 章 防災に関する調査研究の推進</p> <p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 1 章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第 2 章 気象情報等の伝達</p> <p>第 3 章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第 4 章 水防</p> <p>第 5 章 消防</p> <p>第 6 章 広報</p> <p>第 7 章 避難</p> <p>第 8 章 要配慮者支援対策（新）</p> <p>第 9 章 帰宅困難者対策（新）</p> <p>第 10 章 救出</p> <p>第 11 章 医療救護・防疫・保健衛生（旧 10,17 章）</p> <p>第 12 章 水・食品・生活必需品の供給（旧 7,8,9 章）</p> <p>第 13 章 輸送対策</p> <p>第 14 章 交通施設対策</p> <p>第 15 章 ライフライン施設等の応急対策（旧 19,20 章）</p> <p>第 16 章 ボランティアの受入計画</p> <p>第 17 章 応援協力・派遣要請（旧 34,35,36 章）</p> <p>第 18 章 清掃</p> <p>第 19 章 遺体の取扱い</p> <p>第 20 章 被災地の応急危険度判定</p> <p>第 21 章 住宅対策</p> <p>第 22 章 防災営農</p> <p>第 23 章 文教災害対策</p> <p>第 24 章 鉄道災害対策</p> <p>第 25 章 道路災害対策</p> <p>第 26 章 航空災害対策</p> <p>第 27 章 危険物等災害対策</p> <p>第 28 章 大規模火災及び林野火災対策（旧 29,30 章）</p> <p>第 29 章 防災ヘリコプターの活用</p> <p>第 30 章 災害救助法の適用</p> <p>第 4 編 災害復旧計画</p> <p>第 5 編 原子力災害対策計画（旧 27 章）</p> <p>※本市に地下街はないため、「地下街〇〇」の章は「地下空間〇〇」の表現に改めた。</p>

■＜地震災害対策計画＞の構成に関する変更

主な変更点は、時系列及び対策の重要性の観点による並び替えと、下の赤字の章を中心とした内容の再構成、及び「東海地震に関する事前対策」編を最後に移動したことである。

目次（現行計画）	目次（修正案）
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 章 日進市の特質と災害要因</p> <p>第 3 章 地震の想定</p> <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 都市防災化計画</p> <p>第 2 章 地盤災害予防計画</p> <p>第 3 章 公共施設安全確保整備計画</p> <p>第 4 章 建築物耐震推進計画</p> <p>第 5 章 危険性物質等防災計画</p> <p>第 6 章 産業廃棄物の処理対策</p> <p>第 7 章 火災予防対策計画</p> <p>第 8 章 災害時要援護者の安全対策に関する計画</p> <p>第 9 章 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p>第 10 章 企業防災の促進</p> <p>第 11 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 12 章 避難に関する計画</p> <p>第 13 章 防災訓練及び防災知識普及計画</p> <p>第 14 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第 15 章 文化財の保護</p> <p>第 16 章 災害対策基金</p> <p>第 3 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第 3 章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第 4 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>第 5 章 発災に備えた直前対策</p> <p>第 6 章 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第 7 章 他機関に対する応援要請</p> <p>第 8 章 住民等のとるべき措置</p> <p>第 9 章 自主防災組織の活動</p> <p>第 10 章 社会秩序を維持する対策</p> <p>第 4 編 災害応急対策計画</p> <p>第 1 章 活動態制（組織動員配備計画）</p> <p>第 2 章 通信運用計画</p> <p>第 3 章 地震情報等の伝達計画</p> <p>第 4 章 被害状況等収集・伝達計画</p> <p>第 5 章 広報計画</p> <p>第 6 章 災害救助法の適用</p> <p>第 7 章 自衛隊災害派遣計画</p> <p>第 8 章 消防活動に関する計画</p> <p>第 9 章 災害警備計画</p> <p>第 10 章 避難・救出計画</p> <p>第 11 章 医療救護計画</p> <p>第 12 章 救援計画</p> <p>第 13 章 遺体の埋火葬等計画</p> <p>第 14 章 防疫・保健衛生計画</p> <p>第 15 章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画</p> <p>第 16 章 危険性物質等対策計画</p> <p>第 17 章 応急教育計画</p> <p>第 18 章 ボランティアの受入計画</p> <p>第 19 章 帰宅困難者対策計画</p> <p>第 20 章 緊急輸送道路確保計画</p> <p>第 21 章 緊急輸送手段確保計画</p> <p>第 22 章 鉄道施設対策計画</p> <p>第 23 章 電力施設対策計画</p> <p>第 24 章 ガス施設対策計画</p> <p>第 25 章 上水道対策計画</p> <p>第 26 章 工業用水道対策計画</p> <p>第 27 章 下水道対策計画</p> <p>第 28 章 住宅対策計画</p> <p>第 29 章 被災建築物・被災地地の応急危険度判定計画</p> <p>第 30 章 相互協力及び応援要請に関する計画</p> <p>第 31 章 防災活動拠点の確保に関する計画</p> <p>第 32 章 防災ヘリコプターの活用計画</p> <p>第 5 編 災害復旧対策計画</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>第 2 章 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>第 3 章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等</p> <p>第 2 章 日進市の特質と災害要因</p> <p>第 3 章 地震の被害想定（新）</p> <p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項（新）</p> <p>第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進（旧総則＋9,10 章）</p> <p>第 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>第 3 章 避難対策</p> <p>第 4 章 要配慮者対策</p> <p>第 5 章 帰宅困難者対策（新）</p> <p>第 6 章 都市防災化計画</p> <p>第 7 章 地盤災害の予防</p> <p>第 8 章 建築物等の安全化（旧 3,4,14,15 章）</p> <p>第 9 章 火災予防・危険性物質等の防災対策（旧 5,7 章）</p> <p>第 10 章 広域応援体制の整備</p> <p>第 11 章 災害対策基金</p> <p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 1 章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第 2 章 通信の運用</p> <p>第 3 章 地震情報等の伝達</p> <p>第 4 章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第 5 章 広報</p> <p>第 6 章 避難</p> <p>第 7 章 要配慮者支援対策（新）</p> <p>第 8 章 帰宅困難者対策（新）</p> <p>第 9 章 救出</p> <p>第 10 章 消防活動</p> <p>第 11 章 医療救護・防疫・保健衛生対策（旧 11,14 章）</p> <p>第 12 章 水・食品・生活必需品の供給（旧 12 章）</p> <p>第 13 章 緊急輸送対策等</p> <p>第 14 章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策（旧 22,23,24,25,27 章）</p> <p>第 15 章 ボランティアの受入計画</p> <p>第 16 章 応援協力・派遣要請（旧 7,30 章）</p> <p>第 17 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</p> <p>第 18 章 警備・危険性物質等対策（旧 9,16 章）</p> <p>第 19 章 遺体の取扱い</p> <p>第 20 章 被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定</p> <p>第 21 章 住宅対策</p> <p>第 22 章 応急教育</p> <p>第 23 章 防災ヘリコプターの活用</p> <p>第 24 章 災害救助法の適用</p> <p>第 4 編 災害復旧対策計画</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第 2 章 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>第 3 章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第 4 章 その他の復興整備事業（新）</p> <p>第 5 編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第 3 章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第 4 章 住民等のとるべき措置</p> <p>第 5 章 自主防災組織の活動</p> <p>第 6 章 発災に備えた直前対策（旧 4,5 章）</p> <p>第 7 章 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第 8 章 社会秩序を維持する対策</p> <p>※本市に工業用水はないため、「第 4 編 第 26 章 工業用水道対策計画」は廃止した。</p>

■＜風水害等災害対策計画＞の内容に関する修正

1. 原子力災害対策関連

資料①「愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 25 年 5 月）」

現行計画「第 3 編 災害応急対策計画」の一つの章であった「第 27 章 放射性物質及び原子力災害応急対策」を独立した編とし、「第 5 編 原子力災害対策計画」とした。
内容的には、本市の置かれた地理的条件を踏まえ、県外の原子力発電所等における異常時対策や、社会的混乱を防ぐための情報伝達、被災者受入れなどについて追記

2. 主に災害対策基本法の改正（平成 24 年 6 月）に伴う修正

資料①「愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 25 年 5 月）」

- ◆大規模広域な災害時における対応の円滑化、迅速化など
 - ◇広域応援体制の整備：「第 3 編 第 35 章 防災活動拠点の確保」に「受援体制の整備」を追記（→地震編も同じ）
 - ◇防災のための意識啓発・広報：「第 2 編第 14 章 防災訓練計画」に「過去の災害教訓の伝承」を追記（→地震編も同じ）
- ◆帰宅困難者対策の見直し
「第 2 編 災害予防計画」に、新たな章「帰宅困難者対策」を設け、本市で予想される状況と対策方針を記載（→地震編も同じ）

3. 主に災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）に伴う修正

資料②「愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 26 年 5 月）」

- ◆防災の基本理念及び重点を置くべき事項
第 1 編にハード・ソフトを組み合わせた予防の基本理念や大規模広域災害への対応強化等を明記（→地震編も同じ）
- ◆避難場所、避難所の指定に関する事項
「第 2 編 第 18 章 避難に関する計画」に、避難場所と避難所の指定に関する事項を記載。具体的には、指定避難所として「拠点避難所」「二次避難所」を、指定緊急避難場所として「地域避難場所」と「緊急一時避難場所」を新たに設定し、該当する施設の種類等を明記（→地震編も同じ）
- ◆避難行動要支援者名簿に関する事項
「第 2 編 第 15 章 災害時要援護者の安全確保対策」に、「避難行動要支援者対策」として名簿の整備に関する事項を記載。また、第 3 編に「要配慮者支援対策」の章を設け、避難行動要支援者への避難支援や福祉避難所の設置等に関する事項を記載（→地震編も同じ）
- ◆地区防災計画に関する事項
「第 1 編 第 2 節 計画の性格」に、「住民等から地区防災計画の提案があった場合には、その必要性を踏まえ、市の地域防災計画に位置づけられるものとする。」を追記。また、「第 1 編 第 8 節 防災協働社会の形成」に地区防災計画の内容について記載（→地震編も同じ）
- ◆罹災証明書の交付等
第 4 編に罹災証明書の交付体制の確立と遅滞のない交付について記載（→地震編も同じ）

4. 大規模災害に関する復興に関する法律の施行（平成 25 年 6 月 21 日）に伴う修正

資料④「大規模災害に関する復興に関する法律（平成 25 年 6 月 21 日）」

◆復旧事業の推進

「第 4 編 第 2 節公共施設災害復旧事業」に、同法を活用した復旧事業の推進について追記

5. 気象業務法施行令の改正（平成 25 年 8 月 26 日）に伴う修正

資料⑤「気象業務法施行令（H25 年 8 月 26 日改正）」

◆特別警報の発表基準と市民への周知

「第 3 編 第 2 章 通信連絡」に、特別警報の定義と市民への周知手段等について記載。また、資料編に特別警報の発表基準を追記

6. 本市の災害特性等に基づく修正

資料⑥

◆モーターサイレンによる住民への情報伝達等

「第 3 編 第 2 章 通信連絡」「第 3 編 第 5 章 避難措置」に、市内の小学校等に設置したモーターサイレンによる住民への災害情報の伝達及び避難勧告等の周知を追記。
また、防災情報ブログの活用を記載（→地震編も同じ）

■＜地震災害対策計画＞の内容に関する修正（風水害編と共通する修正項目は省略）

1. 南海トラフ地震防災対策推進計画への名称変更

資料②「愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 26 年 5 月）」

◆法律の名称変更

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の名称を、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に変更

2. 平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の反映

資料②「愛知県地域防災計画の修正、新旧対照表（平成 26 年 5 月）」

◆被害想定

現行の「第 1 編 総則—第 3 章 地震の想定」に、上記資料の日進市の被害想定データを更新。また、資料編での記載内容も更新

3. 「南海トラフ巨大地震対策について」（平成 25 年 5 月 28 日、中央防災会議）に基づく修正

資料③「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成 25 年 5 月 28 日、中央防災会議）

◆家庭用備蓄の量

「第 3 編 第 12 章 第 1 節 給水、食料の供給」に、南海トラフ巨大地震を始めとする広域の大規模災害を想定し、家庭用備蓄の量を従来の 3 日分程度から「1 週間分程度」へ変更